

CONTENTS

ごあいさつ	1
information	2
司法書士より	3
インボイス制度への対応	4
コラム『骨育していますか?』	5
税制改正	6
社労コーナー	7
法定相続について	8
コラム	9
入力チームより	10
湯ったり! 寄ったり! 行ってんべ!!	11
税務カレンダー	12

ごあいさつ

コロナウィルス感染症の終息がようやく見えて来ました。まだまだ油断はできませんが、用心をしながら、恐れず仕事に生活に取り組んで行きたいものです。

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、世界的に原材料の価格の上昇、特にエネルギーコストの上昇を招いております。我が国においてもその影響は大きく、しかも円安による輸入額は大きく増加しております。欧米ではインフレ抑制のため、政策金利の利上げに伴う金融引き締めが行われており、日本との金利差が大きくなっております。今後、日本の金利の上昇が大きな関心となっております。

我が国においても、**①原材料価格の高上り、エネルギーコストの増加、②少子高齢化による慢性的人手不足、③後継者不足 等**、非常に厳しい状況が続くものと思われまます。

まもなくコロナ関連融資の返済が始まります。資金の手当てに注意をしながら、早めに資金計画を慎重に進めて行きたいです。

当事務所でも、できる限りのお手伝いをさせて頂く所存であります。早めに声を掛けて頂ければと思います。

企業の業績と健康も小さな勝ちを続けることにより、リズムが作れると思います。

取り巻く環境は厳しさを増すばかりと思われまますが、暑く厳しい夏を無事に乗り越え、実りの多い秋^{とき}を迎えられますよう、そして皆様方のご健康とご発展を心より願うばかりです。

所長 森 富夫

当事務所が導入した **M MyKomon** についてのお知らせ

便利かつ安全に使える
クラウド型コミュニケーションツール

電子会議室

電子会議室とは

当事務所とお客様の専用オンラインサービスです。

いつでも、どこでも相談や質問、データの受け渡しを便利かつ安全に行うことができます。

また、やり取りは全て履歴として残るので、過去のやり取りへ簡単にアクセスできます。

ソフトウェアのインストールは不要なので、

インターネットに接続できる環境があればご利用いただけます。

セキュリティ対策が万全な
クラウド型ファイル共有ツール

共有フォルダ

共有フォルダとは

当事務所とお客様の専用オンラインサービスです。

データの受け渡しができ、お客様からの書類や当事務所からの納品物を保存することができます。

また、これらのデータはインターネットに接続できる環境であれば、

いつでも、どこでもデータを閲覧することができます。

セキュリティ対策・災害対策も万全ですので、大切なデータを安心して保管いただけます。

間もなく **M MyKomon** の運用を開始したいと考えております。

後ほど担当者よりご案内致しますので、どうぞ宜しくお願い致します。

公式 LINE アカウント開設のお知らせ

この度、森会計事務所の公式 LINE を開設致しました。

事務所通信「えん」を公式 LINE アカウントにて配信しておりますので、ぜひご登録をお願い致します。

LINE 公式アカウント

友だち 募集中

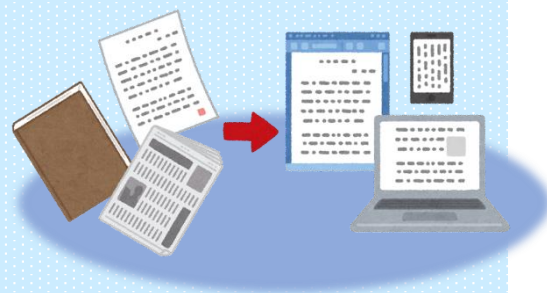
@963wooeu

LINEの友だち登録からID検索するが
QRコードもスキャンしてください。



裁判所のデジタル化

どの世界でももうデジタル化は着実に進んでいるようです。司法書士である私の主とする仕事の書類の提出先は登記所ですが、もう10年以上前からオンラインによる申請が始まっており、私もご多分に漏れずオンライン申請で行っております。とはいえ、申請書のみオンラインで申請し、添付書類は現物で提出しているため、デジタル化と言えるのかどうかは疑問ではありますが、それでも、申請書類一式を登記所まで持参しなければならなかった時代に比べればはるかに便利になったと言えます。



さて、裁判所でのデジタル化はというと、民事事件を中心にウェブ会議による争点整理手続きなどがすでに始まっており、令和7年にはオンラインによる訴状の提出や訴訟記録のデジタル化が可能になるとのことです。

家庭裁判所においても徐々に進められており、これまで調停手続では、遠方の当事者には弁護士の代理人がいる場合に限り電話を介しての出席が可能でしたが、これからはパソコンを介してのウェブによる話し合いが始まります。群馬県内では、すでに前橋家庭裁判所で導入されておりますが、各支部でも令和6年夏頃から実施される予定です。電話による調停では、基本的に代理人の弁護士事務所の電話でしか参加できなかったのですが、ウェブでは代理人がいなくても当事者の自宅でも可能となるため、代理人を立てることをためらっていた遠方の当事者や、病気等で裁判所に出頭できなかった当事者の参加が期待されます。また、調停を行う上で、当事者の表情が見えるということは調停委員にとっても利点があります。

しかし、デジタル化によって便利になるのは良いことですが、それに対応していくのも実際はたいへんで、情報漏洩など、新たに注意しなければならないことが増えるのも事実です。

先日、太田支部の4人の司法書士仲間と会議の日程を決めるための連絡を取る必要がありました。連絡方法がFAXしかわからなかったため、FAXで通知し、回答はメールかFAXで返信してほしいと記載したところ、もれなく全員からFAXで返信が来ました。こちらとしては、今後の連絡手段のことも考えてメールアドレスを知りたかったのでメールで返信してほしいと思ったのですが目論見が外れました。まあ、実際デジタル化を進めようとしてもなかなか進まないものです。なんだかんだいってもFAXは便利です、楽ですものね。



司法書士 米澤 智子

インボイス制度への対応 補助金制度の活用

【小規模事業者持続化補助金】

インボイス制度への対応に取り組む企業や個人事業主を支援するため、国は補助金制度の拡充を行っています。たとえば、「小規模事業者持続化補助金」では、免税事業者がインボイス発行事業者として登録した場合、補助上限額が一律 50 万円加算されます。

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3		
補助上限	50 万円	200 万円			
インボイス特例	50 万円 インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50 万円を上乗せ(※1)				

※1:2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、特例は適用されません。

補助金の対象者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業・その他	常時使用する従業員の数 20人以下

【IT 導入補助金】

「IT 導入補助金」は、インボイス対応のための会計ソフトの導入も対象にできるよう、補助下限額が撤廃されました。

特に IT 導入補助金(デジタル化基盤導入枠)は、インボイス制度開始前から課税事業者の場合でも補助対象となる可能性があり、補助額は最大 350 万円に設定されています。

補助金制度を活用することで自己負担額の圧縮にもつながるため、会計ソフトを含め、社内システムの導入・見直しを行う場合には、申請の可否についても確認することをおすすめします。(右ページ表参照)



種類	デジタル化基盤導入類型	
補助額	IT ツール	
	(下限なし)～350 万円	
機能要件 ※1	内、～50 万円以下部分	内、50 万円～350 万円部分
	会計・受発注・決済・EC のうち 1 機能以上	会計・受発注・決済・EC のうち 2 機能以上
補助率	3/4 以内	2/3 以内
対象ソフトウェア	会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフト	
賃上げ目標	なし	
補助対象	ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大 2 年分)・導入関連費	
※1:該当する機能の詳細は IT ツール登録要領を参照		
+		
ハードウェア購入費	PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機:補助率 1/2 以内、 補助上限額 10 万円	
	レジ・券売機等:補助率 1/2 以内、補助上限額 20 万円	

また、IT 導入補助金はデジタル化基盤導入枠だけでなく他の類型もございますので詳細等は弊事務所にご連絡いただくか担当者にお気軽にお問い合わせください。

藤生 将太郎

骨育していますか？

先日初めて骨密度検査を受けてみました。軽い気持ちで受診したのですが、要指導となってしまう、保健師さんの話を伺ってきました。

一度減ってしまった骨密度は、戻するのに数年かかるので、まずはこれ以上減らさないようにしていきましょうとのことでした。

骨といえば、カルシウム。牛乳や小魚を摂ることが頭に浮かびますが、骨に刺激を与えることが大切で、運動も必須なのだそうです。

紹介された体操が、簡単そうで意外とキツくて、運動不足を痛感しました。まとまった時間を作って運動をするのは大変なので、駐車場では車を遠くに停めて歩いたり、テレビを見ながらストレッチをしたりして、コツコツ骨育をしています。数年後にはせめて平均値になれるようにしていきたいです。

長谷川 紀子



税制改正

中小企業投資促進税制について

中小企業投資促進税制は、中小企業における生産力向上を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置である。物価高騰、新型コロナの影響下、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長された。ここでは、設備投資に係る減税手段である、中小企業投資促進税制について説明する。

概要

この制度は、青色申告書を提出する①中小企業者などが、②指定期間に、③「新品」の対象設備を取得や製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合、その指定事業に使用した日を含む事業年度において、④特別償却または⑤税額控除を認める。

①対象となる中小企業者

- 資本金1億円以下の法人
- 農業協同組合
- 商店街振興組合等
- 従業員数1,000人以下の個人事業主

②指定期間

令和7年3月31日取得供用分まで

③対象設備

- 機械装置……………1台160万円以上
- 測定工具、検査工具……………1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
- 一定のソフトウェア……………一つのソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上
- 車両運搬具……………貨物の運送の用に供される車両のうち総重量3.5トン以上
- 内航船舶……………内航海運業の用に供される船舶(取得価格の75%が対象)



上記に該当するものでも、「中古」や固定資産の価値を増加させる「資本的支出」は対象とはならない。

④特別償却

「取得価格×30%」が通常の減価償却費に上乗せして損金として認められる。

⑤税額控除

個人事業主、資本金3,000万円以下の中小企業が選択適用

「取得価格×7%」が法人税から控除されます。ただし、法人税額の20%が上限。

中小企業投資促進税制の適用には上記要件等がございますので、適用を検討する際はご相談ください。

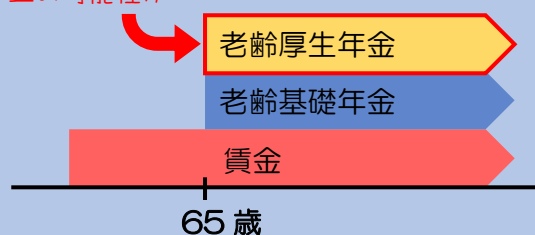
中島 良典

在職老齢年金の基準額が 48 万円に変わりました

60歳以降に在職(厚生年金保険に加入)しながら受ける老齢厚生年金を在職老齢年金といい、賃金と年金額に応じて年金額の一部または全部が支給停止される場合があります。賃金と年金額の合計が48万円を超える場合、48万円を超えた金額の半分が年金額より支給停止されます。ただし、老齢基礎年金は全額支給されます(繰り上げた老齢基礎年金の場合も同様に全額支給されます)。

イメージとして、通常65歳以降の年金は2階建てになっていて1階が老齢基礎年金、2階が老齢厚生年金となっています。その1階は賃金と年金額に関わらず全額支給され、2階は賃金と年金額によって停止がかかる人が出てくるといった感じです。

賃金と年金額によっては、
停止の可能性が…



令和4年度は基準額が47万円でしたので、在職者にとっては有利な変更となっております。

在職老齢年金の基準額

$$\text{支給停止額} = (\text{年金額} + \text{賃金}※ - \underline{47\text{万円}}) \times 1/2$$

令和5年4月～

48万円

※賃金は、その月給料(標準報酬月額)とその月以前1年間のボーナス(標準賞与額)の「12分の1」の合計金額です。

【月々 年金額 15万 賃金 35万 の場合】

令和4年度の
支給停止額 $(15\text{万円} + 35\text{万円} - 47\text{万円}) \times 1/2 = 15,000\text{円}$

令和5年度の
支給停止額 $(15\text{万円} + 35\text{万円} - 48\text{万円}) \times 1/2 = 10,000\text{円}$

停止額が 5,000円
少なくなる!!

この制度は厚生年金に加入している人が対象ですので、厚生年金に加入していない個人事業主等でしたらいくら稼いでいても老齢厚生年金の停止はありません。

社会保険労務士 古川 弘樹

法定相続について

【Q1】 相続人ごとの法定相続分はどのようになっているのですか

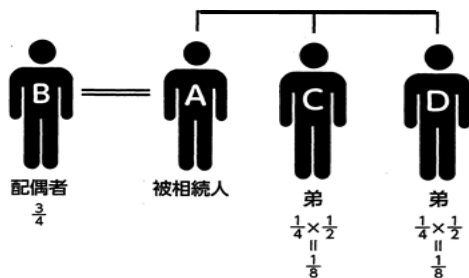
相続人が1人しかいない場合には、もちろんその相続人が被相続人の財産のすべてを相続することになります。

相続人が被相続人の子3人しかいない場合など、同順位の相続人が複数いる場合には、相続分は相続人間で均等に分割することとなります(民法900条4号本文)。この例ではそれぞれ3分の1ずつが法定相続分ということになります。

ただし、兄弟姉妹の場合は、同順位であっても、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とされています(同号ただし書)。

相続人として配偶者がおり、かつ、子、直系尊属、兄弟姉妹のうちいずれかがいる場合の法定相続分は、下記の図のようになります。

	配偶者の法定相続分	配偶者以外の相続人の法定相続分(合計)	民法の条文
配偶者と子	2分の1	2分の1	900条1号
配偶者と直系尊属	3分の2	3分の1	同条2号
配偶者と兄弟姉妹	4分の3	4分の1	同条3号



例えば左図でAが被相続人、Aの配偶者BとAの弟C及びD(いずれも両親は同一)が相続人となる場合の法定相続分は、Bが4分の3、CとDはそれぞれ4分の1の半分の8分の1となります。CとDは同順位の相続人なので、その相続分を均等に分割することになるのです(民法900条本文)。

【Q2】 実際の相続分は法定相続分と同じでなければいけないのですか

そのようなことはありません。実際に相続人が被相続人の財産を相続する場合には、様々な要素を考慮することになります。

例えば、被相続人は遺言で法定相続分とは異なる相続分を指定することができます。(指定相続分(民法902条1項本文))

相続人のうち誰かが被相続人から生前贈与や遺贈を受けた場合にはこれを「特別受益」として考慮し、逆に相続人のうち誰かが被相続人の面倒を見るなどしてその財産形成に一定の役割を果たした場合にはこれを「寄与分」として考慮するなど、相続人間の均衡を図る制度が設けられています。

もちろん、法定相続分は相続人の本来の権利の割合を示すものですし、遺留分の算定根拠にもなりますので、実際の相続分を決めるに当たっては法定相続分の数字は重要な基準となります。

つまり、遺産分割の協議をするに当たっては、法定相続分(又は指定相続分)に加え、こうした特別受益や寄与分などを考慮した上で、相続人間の実際の相続割合を決めていく必要があるのです。

スマートフォンで起きる不思議な現象！？

セミの鳴き声が聞こえてくると、夏になったなあと感じさせられます。しかしそのセミの鳴き声ですが、スマートフォンを通すと不思議な現象が起きます。

それは…セミの「ミーン…ミーン」というあの鳴き声ですが、スマートフォンを通すと通話相手には聞こえないそうです。

スマートフォンをはじめとする携帯電話が対応している周波数は300～3500hzなのです。

が、セミの鳴き声は4000hz以上なので、相手には聞こえないという不思議な現象が起きるそうです。

同じ理由から、鈴虫の鳴き声も聞こえないそうです。

セミの声が聞こえてきたら試してみるのも面白いかもしれません。



渡邊 奈央美

おすすめの一冊

売上最小化、利益最大化の法則 利益率29%経営の秘密

著書である木下勝寿氏は㈱北の達人コーポレーションの代表取締役社長であり、本書が初の著書だそうだ。(㈱北の達人コーポレーションと聞いて、ピンとくる人はピンとくるかも知れない。最近私のスマホには入ってこなくなったのだが、5・6年前、パソコンを開くとこの会社のCMが必ずといっていいほど入ってきていた。キャッチコピーの文面に「へー」と思ってクリックすると次から次に興味深い内容が展開される。まず、会社の理念が面白い。そして、商品に自信をもっている。買ってみようかな、と思わせる。

そして私も購入者となった。対面販売で無い為、このやり方なら確かにコロナとは無関係だったろうと思われる。

木下氏は売上と利益をセットで管理する思考法を打ち出している。利益率29%というのは結構ハードルが高いと思うのだが…さて、どうすればこの利益率が可能になるのか？

5段階管理法で利益までの道のりで弱点を見つける。これは試算表を理解するのに有効な手法である。木下氏の思考回路を覗いて見られる一冊である。



著者：木下 勝寿
出版社：ダイヤモンド社

相澤 順子

JDL 入力とインボイス制度登録番号について

現在、仕訳入力チームは、お客様からお預かりしたレシートを JDL の AI-OCR 仕訳読込を使って、仕訳データを作成しています。このシステムは、専用スキャナで複数のレシートを読み込み、JDL に搭載された AI が分析して、仕訳に必要なデータを迅速に作成しています。

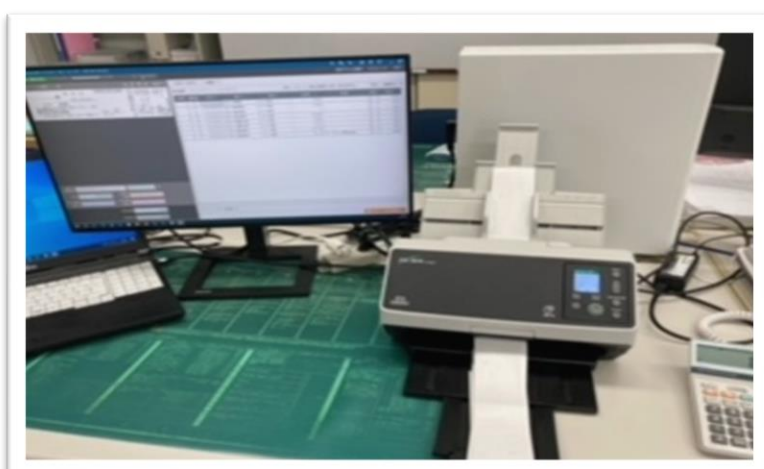


令和 5 年 10 月からインボイス制度が導入されますが、それに伴い、10 月以降、インボイスを申請した課税事業者のレシートには、登録番号の印字が義務付けられました。

そこで、登録番号を使った JDL の機能をご紹介します。

JDL では、登録番号を AI が判別し、国税庁の公表サイトで公表している登録名称が摘要データとして取り込まれたり、登録番号の有無でレシートの発行元(課税事業者または免税事業者)を判断し、税区分を設定するなどの機能が搭載されているため、インボイス制度の導入後、これらの機能を使うことで、作業効率がさらに向上すると期待しています。

JDL は、レシートを専用スキャナにセットして読込を行うため、スクラップブックに貼り付けたり、ホチキスで止めてしまったレシートは読み込むことができませんので、そのまま担当者にお渡しください。



瀬平 裕佳

湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

しにせ宿 15 軒の名湯めぐり 『薬師講』と『内湯開き』

「草津温泉／和風村」 第3回

古き良き時代の草津温泉を再現しようと、集まったしにせ宿の総称です。

草津に湧きだす源泉は、地蔵・湯畑・白旗・西の河原・万代・自噴泉とそれぞれに特徴があり、効能も異なります。

また、古くから大名や高貴な人の為に、宿に造られた浴湯を内湯と呼びました。当時より旅人は薬師堂にお参りし、その年の開運と健康を祈願しました。

「内湯開き」は、宿主が長年丹精込めてきた名湯を、広くお客様に楽しんで頂こうと開かれました。岩風呂・桧風呂・露天風呂など、それぞれ趣ある名湯めぐりを楽しんでください。

まず、宿泊した、和風村各宿にて「湯めぐり手形」(2年間有効 2000円)を購入し、始めに草津山光泉寺 薬師堂にお参りします。寺務所に用意されたご朱印を通行手形に押してから、お好みの宿の内湯を巡ってください。入浴の際、持参の通行手形に各宿の記念スタンプが押されます。5湯をめぐると満願となり感謝状と記念品がもらえます。

さい泉の湯 「草津ホテル」
電話 88-5011(代)
入浴時間 13時～17時
西の河原入り口の高台に木造建築の優しさを感じられるお宿です。露天風呂、家族風呂、足湯、泡風呂など、多彩なお風呂をお楽しみください。

永楽の湯 「旅館 たむら」
電話 88-2045(代)
入浴時間 12時～15時
時間湯という入浴方法で有名な「地蔵の湯」源泉。美肌に効果あり。坪庭園露天風呂も楽しいものです。

万代の湯 「望雲」
電話 88-3251(代)
入浴時間 14時～18時
創業慶長四年。弥次喜多道中で有名な十返舎一九の「上州草津温泉道中」にも登場するほど、文人に愛された宿です。その伝統は旅館の隅々に息づいています。

たぎちの湯 「ひのき亭 牧水」
電話 88-3708(代)
入浴時間 11時30分～15時
ひの木風呂、ひの木の客室、ひの木の器。画家の奥さん、文人の亭主。美術画廊あり。恋のやまいも忘れる宿。


うららの湯 「料亭旅館 つつじ亭」
電話 88-9321(代)
入浴時間 12時30分～14時
5,000坪に10部屋。自然の中にひっそりと佇む宿。温泉付き離れ家と貸切露天風呂あります。日替わりの本格懐石料理。

(注意)内湯めぐりは、各宿指定の入浴時間での利用になります。

入浴料は1回につき700円です。なお、定休日・休館日もありますので、注意して下さい。

森 富夫

税務・労務カレンダー

	税務	労務
8月	<input type="checkbox"/> 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………8月10日(木)まで	<input type="checkbox"/> 7月分の社会保険料の口座振替日……………8月31日(木)
	<input type="checkbox"/> 6月決算法人の確定申告と納税……………8月31日(木)まで	
	<input type="checkbox"/> 12月決算法人の中間(予定)申告……………8月31日(木)まで	

- ・災害シーズンに備えて、緊急時の行動基準を周知・徹底するとともに、非常用薬品の常備、重要持出し書類の表示・区分保管、緊急連絡体制の整備など、防犯対策の見直しを行いましょう。
- ・暑さによる疲労がたまりがちなので、従業員の健康管理に注意を払いましょう。

9月	<input type="checkbox"/> 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………9月11日(月)まで	<input type="checkbox"/> 労働保険料の口座振替日(全期・第1期)……………9月6日(水)
	<input type="checkbox"/> 7月決算法人の確定申告と納税……………10月2日(月)まで	<input type="checkbox"/> 8月分の社会保険料の口座振替日……………10月2日(月)
	<input type="checkbox"/> 1月決算法人の中間(予定)申告……………10月2日(月)まで	<input type="checkbox"/> 7月に提出した標準報酬月額算定基礎届に基づいて決定された新しい標準報酬による保険料の適用

- ・7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい標準報酬決定通知書が所轄の年金事務所(又は健保組合)から送付されてきます。通知が届いたら各人に新標準報酬月額を通知するとともに、10月支給の給料からの徴収に備え、賃金台帳等に移記しておきましょう。
- ・秋の交通安全運動に伴い、改めて安全運転を呼びかけましょう。

10月	<input type="checkbox"/> 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………10月10日(火)まで	<input type="checkbox"/> 9月分の社会保険料の口座振替日……………10月31日(火)
	<input type="checkbox"/> 8月決算法人の確定申告……………10月31日(火)まで	<input type="checkbox"/> 労働保険料の分割納付期限(第2期)……………10月31日(火)
	<input type="checkbox"/> 2月決算法人の中間(予定)申告……………10月31日(火)まで	<input type="checkbox"/> 労働者死傷病(軽度)報告(7月～9月分)の提出期限……………10月31日(火)

- ・全国労働衛生週間に伴い、労働衛生に対する意識を高め、労働衛生管理活動を展開しましょう。
- ・健康診断を実施する場合は、受診予定者を最終確認するとともに、受診の周知徹底を図りましょう。
- ・税務署は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化します。いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整理しておきましょう。